

東日本大震災により被災された皆様へ 財形持家融資制度の特例措置等のご案内

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、標記災害により被災された方については、被災の程度に応じて次のとおり返済方法の変更を行います。

1 返済方法変更の内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）
- (2) 据置期間中の金利の引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）

2 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

【参考：特例措置の内容】

り災割合（被災の程度）によって、次のとおり返済方法の変更を行います。

り災割合が30%未満の場合	払込みの据置又は返済期間の延長	1年
	据置期間中の利率の引下げ	0.5%
り災割合が30%以上60%未満の場合	払込みの据置又は返済期間の延長	2年
	据置期間中の利率の引下げ	1.0%
り災割合が60%以上の場合	払込みの据置又は返済期間の延長	3年
	据置期間中の利率の引下げ	1.5%

※ り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※ 据置期間中の利率を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

お問い合わせ先

・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関

又は

・独立行政法人雇用・能力開発機構

勤労者財産形成部回収課 債権管理第二係

電話 0120-989-534